

平成 25 年 1 月 25 日

平成 24 年第 4 回市会定例会付議事件の一部訂正について

横浜市福祉特別乗車券条例案（市第 93 号議案）の一部を次のように訂正する。

第 5 条第 2 項中「年額 1,800 円」を「年額 1,200 円（第 3 条に規定する有効期間の開始日において 20 歳未満の者にあつては、年額 600 円）」に改める。